

1 令和4年度あづま総合運動公園施設運営方針について

(1) 運営方針

当協会は、あづま総合運動公園の指定管理者として、ご利用いただく皆様に快適かつ安全な施設をご提供するため、適切な管理運営とサービス向上に努めております。

令和3年度においては、東京オリンピックやとうほう・みんなのスタジアムの改修などによる施設の利用制限等により、ご利用の皆さまには大変ご不便をおかけしました。しかし、これを機に、県内のスポーツイベント等が当公園において活性化されていくことと思います。当協会としてもあづま総合運動公園の指定管理者として、皆さまのスポーツ・レクリエーション活動に最大限支援してまいります。また、当公園施設をご利用の際に、各利用団体においては新型コロナウイルス感染症対策のうえでご利用いただきありがとうございました。引き続き対策を講じたご利用をお願いいたします。

さて、令和4年度については、夜間照明設備がとうほう・みんなのスタジアムと庭球場（一部。9月供用開始予定）において整備されることに伴い新たな活用が期待されます。当協会としても、皆さまの期待に応えられるよう体制を整えます。

あづま総合運動公園の指定管理者として、ご利用いただく皆様に安全かつ快適な施設をご提供し、県民のスポーツ・レクリエーションの振興と心身の健康の維持・増進のため、適切な管理運営とサービス向上に引き続き努めてまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

当協会では、スポーツ庁や県から示された指針を元に「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成し、感染拡大防止対策に取り組んでいます。公園を利用される際は、引き続き下記についてご協力をいただけますようお願いいたします。

- ・発熱や体調不良がある場合の利用中止
- ・屋内運動施設を利用される方の氏名、連絡先等の一定期間の記録
- ・マスク着用の徹底と入館時の手指消毒
- ・分散利用の推進（時間や場所）と対人距離の確保（1mを目安に）
- ・更衣室の短時間利用
- ・大きな声での会話、応援等の自粛
- ・利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードの働きかけ

(3) 施設運営に際しての主な取り組み

①とうほう・みんなのスタジアム等の競技用天然芝への対応

本公園の重要な資源である「競技用天然芝」を、より良い状態で提供できるよう次の通り取り組みます。

○とうほう・みんなのスタジアム（県営あづま陸上競技場）の芝グラウンド管理については、各種大会等の利用日程に合わせ適切に行います。

○芝の保護のため、引き続き「芝の養生期間」「連続使用期間日数」「1日に行う試合数」等のルールに基づいて貸し出しを行います。

- 天候等の理由により貸切日以外に芝にラインを引く場合は、申請時にライン引き等の日程をご相談ください。
- 良好な芝を維持するため、排水不良箇所等は、計画的に土壌改良や更新作業を行い改善します。

②あづま球場について

人工芝の特性を存分に発揮できるよう適正に管理します。野球やソフトボールへの対応はもちろんのこと、多くの県民の皆様にご利用いただけるようイベント等の開催にも対応します。

2 利用に際しての留意事項

(1) 利用前の留意事項について

①申請期日を守り、キャンセルが決まった場合は速やかにご連絡ください。

利用の2か月前から14日前までに「有料公園施設等利用許可申請書」「内訳書」を提出し申請してください。

併せて、大会・行事等の開催内容がわかる資料を添付してください。

都合により施設を利用しないことが決まった場合は、期限を待たず速やかにご連絡ください。

②大規模な大会等を予定されている場合は事前打ち合わせをお願いします。

大会等で来園者が多数予想される時は他の利用団体と調整し、駐車場を割り振らせていただくことがあります。そのため、利用責任者は事前に公園管理者と打ち合わせの上、参加者等に駐車場の場所を書面などで知らせたり、当日誘導員を配置したりするなど車両整理にご協力ください。必要であれば看板やカラーコーン等の貸し出しも行います。駐車場枠外への駐車は禁止です。緊急車両通行の妨げになります。

また、大会等によって、施設の養生やゴミの処理など業者委託が必要なもの、臨時売店の設置など別途申請が必要なもの、他の利用者への安全確保対応が必要なものなどがありますので、事前の打ち合わせをお願いします。

③宿泊施設の予約はできるだけ実数に近い数字でご予約ください。

宿泊施設について予約時と申請時で極端に人数が変わったため、当日空き部屋となってしまうケースが時折見られます。宿泊施設の予約はできるだけ実数に近い数字で予約し、人数に変更が生じたときは速やかにご連絡ください。

④施設利用の目的外使用及び権利譲渡は禁止です。

利用調整済みの大会・行事と異なる目的での開催や、当事者同士の権利の譲渡は禁止となっております。適正な運用をお願いします。

⑤持ち込み機器による電気使用に対しては使用料が発生します。

1日1kwにつき330円の使用料がかかります。下記例のように電源を使用する場合は、申請時もしくは利用時にお申込みください。

例1 備え付けの備品以外の機器を持ち込み、電源を使用する場合。

(野球場屋内練習場利用でピッチングマシンを持ち込む、アリーナ利用で音響機器を持ち込む、など。)

例2 会議等でパソコンやポットを持ち込み、電源を使用する場合。

例3 携帯電話やビデオカメラ等の充電に電源を使用する場合。

⑥減免について

減免の対象となる大会等については別紙「都市公園利用料金の減免に関する取扱基準」をご覧ください。詳しくはお尋ねください。

⑦令和4年度に予定されている施設の整備・改修は以下のとおりです。

1. 庭球場 照明設備設置工事～令和5年3月末までの予定
2. 体育館 熱源機器改修工事～令和5年3月末までの予定

(2) 利用当日の留意事項について

①荷物や貴重品は各自の責任で管理してください。

靴や荷物の盗難紛失が発生することがあります。荷物や貴重品は常に自分の目の届くところに置くかコインロッカーを利用し、各自の責任で管理するよう指導してください。また、駐車場では、車上荒らしの被害に遭わないよう車内にバック等を入れたままにしておかないよう伝達をお願いします。

②器具庫の整理整頓にご協力ください。

施設や器具の使用についてはスタッフの指示に従い正しく安全に使用し、使用後はきちんと元の位置に戻し、整理整頓にご協力ください。万が一、施設・器具を破損してしまったときは必ず報告してください。目的外、または不適切な使用により破損が生じたときは、その復旧額に相当する代金の弁償を請求させていただきます。

③宿泊施設では、生活の心得、生活時間を守って頂くようお願いします。

宿泊室は、「禁酒」「禁煙」ですので指定の場所をお願いします。また、園内で購入した物以外のゴミは、すべてお持ち帰りください。

談話室での飲酒は可能ですが、22時30分が消灯時間です。他の宿泊者の迷惑になりますので、消灯時間を過ぎてからの談話室での飲酒や大声での会話はお控えください。

④体育館における土足と上履きエリアの区別の徹底をお願いします。

上履きや体育館シューズと下足を履き替えないまま、上履きエリア（アリーナ・木床フロア等）と下足エリア（ホール・ロビー等）を行き来してしまう方が見受けられます。靴底に付着した砂等が原因となって木床に傷がつきますので、靴は所定の場所で必ず履替えるよう指導をお願いします。

⑤仮設物を設置する際には固定してください。

体育館等の床を土足使用するためのシート養生、または上履きで移動するための通路を設ける場合には、歩く人がシートに足を取られ転倒しないよう養生テープで固定してください。

3 利用団体からの要望・質問事項について

今回、各利用団体から寄せられた要望・質問、それに対する回答は下記の通りです。

番号	団体名	要望・質問	回答
1	福島県還暦軟式野球連盟	軟式野球場ですが、マウンドおよびバッターボックス部分の土質が、山砂等のため柔らかく削れやすい状況です。出来るだけ削れにくい土質に変えることはできませんか、ご検討願います。	軟式野球場については、令和4年度5月中旬にグラウンド整備工事を実施する予定です。その際に削れにくい土質への変更等改善対策について検討させていただきます。
2	福島県特別支援学校体育連盟	今年度の利用の際、駐車場の使用の可否について、事前確認時と当日とに食い違いが生じ、当日に一部使用できなかった状況がありました。工事状況によるものだったようでしたので、今後は大丈夫かと思いますが、引き続き、連携協力をいただけますようよろしくお願いいたします。	今年度のご利用の際はご不便・ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。今後は混乱を来すことがないように綿密に事前打ち合わせをおこないたいと思います。今後ともご協力をお願いします。
3	福島陸上競技協会	来年の6月から再来年の3月までの間に信夫が丘陸上競技場観客席などの耐震工事が行われる予定です。その日程は業者が決定する6月までわからないという事態になっておまして、来年度については特段の配慮をお願いする次第です。例年信夫が丘で毎年恒例となっております大会が開かれなくなると、福島市民はじめ県北地区の学生、子どもたちに多大な影響があります。是非ご配慮いただければ幸いに存じます。	特別のご事情ということで、できる限りの調整をさせていただきました。地域の陸上競技場として、県民の皆様のスポーツ振興と心身の健康増進に寄与してまいりたいと思います。今後ともご協力をお願いします。

4 令和4年度施設利用調整結果について

各利用団体から寄せられた施設利用の申し込みをもとに作成した「あづま総合運動公園令和4年度年間行事予定表（体育館）」「あづま総合運動公園令和4年度年間行事予定表（屋外施設）」は別紙の通りです。

利用日程が重複したものについては、「あづま総合運動公園貸切利用申請手順」の基準により、公益性の高さ、継続性の有無、規模の大きさ、日程や会場の変更が可能かどうか等について聞き取りした結果をもとに、駐車場の混雑回避にも配慮しつつ、最大限に施設を有効利用できるよう調整を行いました。

都市公園利用料金の減免に関する取扱基準

1 減免する場合及び減免する額（宿泊施設使用料・電気等消費料・冷暖房使用料を除く）団体利用で、かつ、入場料を徴収しない場合で次に掲げるとき。

減免の対象	減免額
(ア) 県が主催（共催も含む）し、経費を負担する事業で、県レベル以上の大会等に使用するとき	全額
(イ) 県からあづま総合運動公園の管理を委託される指定管理者が、都市公園の設置目的を効果的に達成する必要があるため公園施設を使用するとき	
(ウ) 下表に掲げる県レベル以上の競技会のために使用するとき	
(エ) 県内の小学校、中学校及び高等学校が教育課程の一環として使用するとき	7割
(オ) 下表に掲げる競技会の地区大会のために使用するとき	5割
(カ) 福島県スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が行う県レベル以上の競技会のために使用するとき	
(キ) 県が後援し、経費を負担する事業で、県レベル以上の大会等に使用するとき	3割

※県とは、知事部局・県教育委員会・県公安委員会・県議会・企業局及び各行政委員会をいう。

※経費を負担するとは、その大会のため運営等に要する予算措置がなされていることが前提で、予算書の写し等予算措置が明らかであることを証明できるものであること。

※大会等には、結団式、事前の準備、後片付けに要する使用を含むものとする。

※会議室のみの使用に係る減免は、上記大会・競技会に直接必要な会議のみとする。

大会名	
<全国レベル> 国民体育大会 全国高等学校総合体育大会 全国高等学校定時制通信制体育大会 全国高等学校軟式野球選手権大会 全国中学校選抜競技大会 <東北レベル> 東北総合体育大会 東北高校選手権大会 東北高等学校ラグビーフットボール大会 東北高等学校駅伝競走大会 高等学校定時制通信制体育大会東北大会 東北地区高等学校野球大会（春季・秋季） 全国高等学校軟式野球選手権大会第二次予選東北大会 東北地区高等学校秋季軟式野球大会（新人） 東北中学校競技大会	<福島県レベル> 福島県総合体育大会 福島県高等学校体育大会（新人体育大会を含む） 福島県高等学校ラグビーフットボール大会 福島県高等学校駅伝競走大会 福島県高等学校定時制通信制大会 福島県高等学校野球大会（春季・秋季） 全国高等学校軟式野球選手権大会福島県大会 福島県高等学校秋季軟式野球大会 福島県中学校体育大会（新人体育大会を含む） 小学生・中学生アーチェリー選手権大会

※大会開催のための会場準備に要する使用を含むが、大会出場のための練習等に使用する場合は除く。